第三編第二章の次に次の一章を加える。

第三章　各対象会計年度の国際最低課税残余額に対する法人税等

第一節　各対象会計年度の国際最低課税残余額に対する法人税

第二百七条　法第百四十五条の二第一項（国際最低課税残余額）に規定する特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等の従業員等の数の合計数のうちに外国法人の恒久的施設等の従業員等の数の占める割合として政令で定めるところにより計算した割合は、第一号に掲げる数のうちに第二号に掲げる数の占める割合とする。

一　法第百四十五条の二第一項の特定多国籍企業グループ等（法第八十二条第四号（定義）に規定する特定多国籍企業グループ等をいう。次項第一号において同じ。）に属する全ての法第八十二条第十三号に規定する構成会社等（その所在地国（同条第七号に規定する所在地国をいう。次号において同じ。）が我が国であるものに限るものとし、各種投資会社等（同条第十六号に規定する各種投資会社等をいう。次号において同じ。）を除く。次項第一号において「構成会社等」という。）の従業員等の数（第百五十五条の五十九第一項第一号（国際最低課税残余額）に規定する従業員等の数をいう。次号において同じ。）の合計数

二　法第百四十五条の二第一項の外国法人（各種投資会社等を除く。次項第二号において同じ。）の恒久的施設等（法第八十二条第六号に規定する恒久的施設等をいい、その所在地国が我が国であるものに限る。次項第二号において同じ。）の従業員等の数

2　法第百四十五条の二第一項の特定多国籍企業グループ等に属する全ての構成会社等の有形資産の額のうちに外国法人の恒久的施設等の有形資産の額の占める割合として政令で定めるところにより計算した割合は、第一号に掲げる金額のうちに第二号に掲げる金額の占める割合とする。

一　法第百四十五条の二第一項の特定多国籍企業グループ等に属する全ての構成会社等の有形資産の額（第百五十五条の五十九第二項第一号に規定する有形資産の額をいう。次号において同じ。）の合計額

二　法第百四十五条の二第一項の外国法人の恒久的施設等の有形資産の額

第二節　各対象会計年度の国内最低課税額に対する法人税

第二百八条　法第百四十五条の六第一項第一号（国内最低課税額）に掲げる外国法人の同号に規定する構成会社等の恒久的施設等に係る国内最低課税額につき、同条第二項の規定により前編第二章第四節（各対象会計年度の国内最低課税額に対する法人税）の規定に準じて計算する場合には、第百五十五条の六十二第一項第一号（当期グループ国内最低課税額に係る構成会社等に帰せられる割合）中「第八十二条の十九第一項第一号」とあるのは「第百四十五条の六第一項第一号（国内最低課税額）」と、「内国法人」とあるのは「外国法人」と、「構成会社等」とあるのは「恒久的施設等を有する構成会社等」と、「の」とあるのは「の当該恒久的施設等の」と、「同条第二項第一号イ」とあるのは「法第八十二条の十九第二項第一号イ」と、第百五十五条の六十六第一項第一号（構成会社等に係る過去帰属割合）及び第百五十五条の六十八第一号（国内グループ調整後対象租税額が零を下回る一定の場合における構成会社等に帰せられる割合）中「第八十二条の十九第一項第一号」とあるのは「第百四十五条の六第一項第一号（国内最低課税額）」と、「内国法人」とあるのは「外国法人」と、「構成会社等で」とあるのは「恒久的施設等を有する構成会社等で」と、「の」とあるのは「の当該恒久的施設等の」と読み替えるものとする。

2　法第百四十五条の六第一項第二号に掲げる外国法人の同号に規定する共同支配会社等の恒久的施設等に係る国内最低課税額につき、同条第三項の規定により前編第二章第四節の規定に準じて計算する場合には、第百五十五条の七十一第一項第一号（当期グループ国内最低課税額に係る共同支配会社等に帰せられる割合）中「第八十二条の十九第一項第二号」とあるのは「第百四十五条の六第一項第二号（国内最低課税額）」と、「内国法人」とあるのは「外国法人」と、「共同支配会社等」とあるのは「恒久的施設等を有する共同支配会社等」と、「の」とあるのは「の当該恒久的施設等の」と、同項第二号（国内最低課税額）と、「内国法人」とあるのは「外国法人」と、「共同支配会社等で」と、「の」とあるのは「の当該恒久的施設等の」と、「外国法人に」とあるのは「外国法人の恒久的施設等に」と、「内国法人」とあるのは「外国法人」と、「共同支配会社等で」とあるのは「の外国法人の恒久的施設等に」と、「内国法人に」とあるのは「外国法人に」と読み替えるものとする。

（法人税法施行令等の一部改正）

第二条　法人税法施行令等の一部を改正する政令（平成三十年政令第百三十二号）の一部を次のように改正する。

附則第九条第一項中「第六十三条第六項」とあるのは「」を「法第六十三条第六項」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（令和七年法律第十三号。以下この号において「令和七年改正法」という。）第二条の規定による改正前の法人税法（以下この号において「令和七年旧法」という。）」に、「又は第二項本文」とあるのは「法第六十三条第一項本文若しくは第二項本文又は旧効力法第六十三条第一項本文」と、「同条第六項」とあるのは「法」を「又は第二項本文の規定の適用を受けたものに」とあるのは「令和七年旧法第六十三条第一項本文若しくは第二項本文、令和七年改正法附則第十七条第二項（リース譲渡に係る収益及び費用の帰属事業年度に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる令和七年改正法第二条の規定による改正前の法人税法（以下この号において「令和七年旧効力法」という。）第六十三条第一項本文若しくは第二項本文（リース譲渡に係る収益及び費用の帰属事業年度）又は旧効力法第六十三条第一項本文の規定の適用を受けたものに」と、「同条第六項」とあるのは「令和七年旧法」に、「と、旧令」を「と、「同条第一項本文又は第二項本文の規定の適用を受けたものを」とあるのは「令和七年旧法第六十三条第一項本文若しくは第二項本文、令和七年旧効力法第六十三条第一項本文若しくは第二項本文又は旧効力法第六十三条第一項本文の規定の適用を受けたものを」と、旧令」に、「又は第二項本文」とあるのは「法第六十三条第一項本文若しくは第二項本文又は旧効力法第六十三条第一項本文」とする」を「又は第二項本文」とあるのは「令和七年旧法第六十三条第一項本文若しくは第二項本文、令和七年改正法附則第十七条第二項（リース譲渡に係る収益及び費用の帰属事業年度に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる令和七年改正法第二条の規定による改正前の法人税法第六十三条第一項本文若しくは第二項本文（リース譲渡に係る収益及び費用の帰属事業年度）又は旧効力法第六十三条第一項本文」とする」に改める。

附則第十三条第十項中「外国法人の新令第百八十四条第一項第十三号ロ（恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算）に規定する国内事業終了年度」を「恒久的施設を有する外国法人が恒久的施設を有しないこととなった場合におけるその有しないこととなった日の属する事業年度」に改め、同条第十一項中「新令第百八十四条第一項」を「法人税法施行令第百八十四条第一項（恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算）」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、令和七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条の規定（同条中法人税法施行令の目次の改正規定（「第百二十三条の十一」を「第百二十八条」に、「第三款　収益及び費用の帰属事業年度の特例　第一目　リース譲渡（第百二十四条―第百二十八条）」を「第三款　工事の請負に係る収益及び費用の帰属事業年度の特例（第百二十九条―第百三十一条）」に改める部分に限る。）、同令第三条の改正規定、同令第四条の三の改正規定、同令第五条第一項の改正規定、同令第八条